

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

「線状降水帯」発生予測情報

気象庁は今月27日から大雨をもたらす線状降水帯の半日前予測を地方単位から県単位(北海道や離島がある都県は地域を細分化)に絞り込み発表する運用を開始。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/27(月) 大安

28(火) 赤口 プロ野球・交流戦スタート

29(水) 先勝

30(木) 友引 ゴルフ・全米女子オープン

31(金) 先負 3月決算法人の確定申告ほか

6/ 1(土) 仏滅 電波の日、気象記念日

2(日) 大安 危険物安全週間

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/20(月)	39,070 △283	155.73 △0.08
21(火)	38,947 ▼123	156.22 ▼0.49
22(水)	38,617 ▼330	156.40 ▼0.18
23(木)	39,103 △486	156.76 ▼0.36
24(金)	38,646 ▼457	157.04 ▼0.28

給与所得者に係る定額減税実施前チェック

給与所得者に対する所得税の定額減税は、勤務先において本年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与を含む)に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法(月次減税)で実施します。

◆ 月次減税実施前のチェック

◎ 月次減税事務の対象や減税額を確認

本年6月1日現在で勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者(甲欄適用者)は月次減税事務の対象となり、本人と同一生計配偶者又は扶養親族の人数×3万円が控除額となります。

◎ 扶養控除等申告書を提出していますか？

勤務先に扶養控除等申告書を提出していない場合、月次減税を受けることはできません。なお、6月の給与等の支払日以降に扶養親族等に異動があった場合は、年末調整又は確定申告で精算します。

◎ 同一生計配偶者は記載されていますか？

扶養控除等申告書に記載された「源泉控除対象配偶者」のうち、合計所得金額の見積額が48万円以下で、居住者である「同一生計配偶者」を月次減税額の計算に含めます。

◎ 扶養控除等申告書に記載されない同一生計配偶者はいますか？

合計所得金額の見積額が900万円超である方の同一生計配偶者は、扶養控除等申告書に記載されませんが「源泉徴収に係る定額減税の申告書」に記載し提出することで月次減税額の対象にできます。

◎ 扶養親族は記載されていますか？

扶養控除等申告書に記載された「控除対象扶養親族」や「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である方を月次減税額の計算に含めます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201520

下請法の「買ったたき」に関する運用基準改正

公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえて、下請法上、親事業者の禁止行為である「買ったたき」に関する運用基準を改正します。

買ったたきの解釈・考え方が明確になるように対価要件である「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、①従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額、②当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格等)の著しい上昇を、最低賃金の上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において据え置かれた下請代金の額、を例示しました。

改正マイナンバー法等が今月27日施行

今月27日に改正マイナンバー法等が施行され、①国外転出者のマイナカードが失効せずに継続利用できる(在外公館でカードの申請や受取等も可能)、②暗証番号を入力しないマイナカードの「かざし利用」に関する規定の整備、③約80の国家資格等をマイナンバー利用事務に追加、④給付金等の公金受取口座として年金受取口座を簡易に登録できる特例の創設が実施されます。

なお、本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナカードと一体化します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

給与所得者に係る所得税の定額減税（月次減税）の実施前チェック

◆所得税の定額減税の概要

◎定額減税を受けることができる方

定額減税を受けることができるのは、「令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である方」です。

◎所得税の定額減税額

定額減税額は次の合計額（令和6年分の所得税額を超える場合、所得税額が限度）となります。

- ・本人（居住者に限る）：3万円
- ・同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限る）：1人につき3万円

◎給与所得者に対する定額減税の実施方法

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含む）に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除（6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除）する「月次減税」を実施します。

※給与所得者に係る月次減税は合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方も対象となり、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

◎留意事項

・給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる又は年金所得者に係る申告不要制度の適用を受けて確定申告をしない場合を除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額を精算することとなります※。

※重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

・令和6年分の所得税額から定額減税額を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。

◆給与所得者に係る定額減税（月次減税）の実施前チェック

□扶養控除等申告書を勤務先に提出していますか？

給与支払者のもとで月次減税を受けられるのは、令和6年6月1日現在、給与支払者のもとで勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者です（いわゆる甲欄適用者）。扶養控除等申告書を提出していない勤務先では月次減税を受けることはできません。

なお、扶養控除等申告書等に記載していない同一生計配偶者や扶養親族は、定額減税額の計算に含めることはできませんので、記載漏れがないように注意します。

※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、扶養親族等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な所得税額と定額減税額の精算が行われます。

□扶養控除等申告書に同一生計配偶者を記載していますか？

扶養控除等申告書に記載する「源泉控除対象配偶者※」のうち、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下で、かつ、居住者である「同一生計配偶者」を定額減税額の計算に含めますので、記載漏れ等がある場合は令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書を再提出（「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出も可能）します。

※源泉控除対象配偶者とは、合計所得金額900万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方をいいます。なお、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額48万円超の配偶者は自身の所得税において定額減税が行われます。

□扶養控除等申告書に記載されない同一生計配偶者はいますか？

令和6年中の合計所得金額の見積額が900万円超の方に「同一生計配偶者」がいる場合、「源泉控除対象配偶者」に該当しないため扶養控除等申告書に記載されていませんが、その同一生計配偶者を「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出することで定額減税額の計算に含めることができます。

□扶養控除等申告書に「控除対象扶養親族」又は「16歳未満の扶養親族」は記載されていますか？

扶養控除等申告書に記載された「控除対象扶養親族」や、扶養控除等申告書の住民税に関する事項に記載された「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である方を定額減税額の計算に含めますので、記載漏れ等がある場合は令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書を再提出（「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出も可能）します。